

事故防止機器導入促進助成金交付申請に関する Q&A

Q. 九州トラック交通共済協同組合に契約のない車両も助成金の対象になりますか？

A. 対象になりません。当共済に事業用貨物自動車の対人あるいは対物契約のある車両が対象です。
(自家用車は対象外です)

Q. 自社グループ企業にて機器の購入及び取付けをした場合、請求書や領収書は必要ですか？

A. 原則、必要になります。納品書兼領収書の場合は領収書として受理いたします。

Q. 助成対象期間以降で機器の購入や取付けをする予定ですが、助成対象になりますか？

A. 対象になりません。令和5年1月から令和5年12月末日までに、機器の購入・支払・装着の全てを完了し、令和5年12月末日現在で当共済契約車両（事業用貨物自動車に限る）に取付の車載装置のみ対象になります。

Q. 数年前に事故防止機器を大量に一括購入しました。同年購入機器を翌年以降も継続して助成を受ける事は可能でしょうか。

A. 原則、当年対象期間に購入・支払・装着した機器のみ対象になります。(例：令和3年に購入し、令和5年、令和6年、令和7年での申請は対象外です)

Q. 申請書等一式はコピーでの申請は可能ですか？又、FAXでの申請は可能でしょうか？

A. 申請書類（当共済書式）一式は、原本での提出が必須のため郵送での受付になります。
添付書類の請求書・領収書・リース契約書・リース支払明細書等はコピーの提出になります。

Q. 捺印は角印・丸印どちらでもよいでしょうか？

A. どちらで申請されても結構です。

Q. 車両と事故防止機器を合わせたリース契約において、リース契約書とリース支払明細書に事故防止機器の型式の記載がありませんが、申請は可能でしょうか。

A. 可能です。但し、当該車両に装着がされたことを確認するため、リース見積書もしくはオプション仕様明細書の写しなど、車両登録番号（車体番号）及び対象機器メーカー名・機器名称・型式等、装着を証明できる書類を添付して下さい。

Q. 自社取付けのケースは必要な証明書類はありますか？

A. 「事故防止機器装着証明書（様式1）」の提出をお願いいたします。

Q. 購入金額が1万円以下の機種や、各県トラック協会事故防止機器助成対象一覧にない機種は、助成の対象になりませんか？

A. 原則、各県トラック協会助成対象一覧の機種に限らせていただいておりますが、一覧以外の機種や、1万円以下の機種についても、製品カタログ等により判断し、十分機能を果たすものであれば対象とさせていただきます。但し、1万円以下の機種については税抜き価格が助成額となります。